

告示

埼玉県告示第八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和六年一月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	廃止年月日
医療法人社団悠翔会 悠翔会在宅クリニック 春日部	春日部市中央一―五―一二ハルキヤビル二階	令和五年十一月三十日
藤塚外科医院	久喜市菖蒲町新堀二〇六一	令和五年一月十日
岡部内科小児科医院	久喜市久喜東三―二八―二二	令和五年三月三十一日
こぐち内科呼吸器クリニック	上尾市壺丁目東三七―一〇	令和五年十一月三十日
草加すぎうら内科クリニック	草加市氷川町二―四九―二 藤城ビル二階	令和五年十一月三十日
さくらライフ所沢クリニック	所沢市東町七―六プレリユード一階	令和五年十一月二十二日
本庄ひだまりクリニック	深谷市岡二―一四―二〇	令和五年十一月三十日

どれみ薬局	東銀座薬局 狭山支店	斉藤薬局	加須しみず歯科クリ ニツク	医療法人希心会 か ぞ歯科医院	水季野歯科医院	三木歯科	吉川みなみクリニッ ク
本庄市西富田三二七―三	狭山市富士見二―一八―三五	上尾市宮本町一五―三	加須市北小浜一五四―三	加須市下樋遣川一四一七―二	狭山市柏原三三九〇―九	蕨市北町一―五―九	吉川市美南二―二三―一 三F
令和五年十一月三十日	令和五年九月三十日	令和五年十一月三十日	令和五年十一月三十日	令和五年十一月二十日	令和五年十一月二十九日	令和五年十一月二十六日	令和五年十二月三日